

17 今後の教育施策・事業等への反映

(1) 教科の学習について

- ア 「令和2年度教育指針」において、確かな学力の育成に向けて、基礎的・基本的な知識や技能の一層の定着と、課題とされている内容（「活用」を意識した学習の推進、言語活動の充実、学びに向かう意欲や態度の醸成等）についての対策を検討します。
- イ 個別補充学習「マイ・スタディ」の計画的な実施や、「ベーシックTAKAMATSU」の効果的な活用等によって、個に応じた指導を推進し、学力の二極化の解消に努めます。また、「主体的・対話的で深い学び」の視点やユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業改善や、学んだことを実生活に生かす学習を推進します。
- ウ 市が配置している学校図書館指導員の活用などによって、読み聞かせやブックトーク等、本に親しみ、豊かな情操が育まれるよう工夫した読書活動が、各学校において展開されるように努めます。また、子どもが自らの力で必要な情報を集めることができるよう適切な助言やオリエンテーションを行い、子どもたちの情報収集・活用能力を育成するように努めます。
- エ 指導主事等が、学校訪問や要請訪問等の機会を捉え、各学校の課題を改善する取組を支援したり、優れた実践を行っている学校についての情報を提供したりします。
- オ 長期休業日等に行う教員研修会において、「分かる楽しい授業づくり」に役立つ情報の提供や事例研究等を行い、授業改善に努めるよう指導・助言します。

(2) 生活実態等について

- ア 「令和2年度教育指針」において、道徳や特別活動を中心に、教育活動全体を通して自尊感情や規範意識、挑戦しやり抜く心、地域社会の一員としての自覚等の涵養を図るよう対策を検討します。
- イ 全小・中学校において「強めよう絆」月間を設定し、心に響く人権教育・道徳教育を行ったり、児童会・生徒会活動を活用していじめについて考える集会を開いたりして、自他の生命を尊重するとともに、友情の尊さや正義を重んじる態度を育むなど、全ての児童生徒に、「いじめを絶対にしない・させない・許さない」という強い意識を醸成します。
- ウ 小学校と中学校の教職員の連携を深め、義務教育9年間を見通した視点で連続性と発展性を重視した教育活動を展開し、豊かな心や健やかな体の育成に努めます。
- エ 基本的な生活習慣や学習習慣の確立、社会参画につながる意欲や態度の育成は、保護者の協力が必要であることから、関係各課と連携してPTAや地域社会等に働きかけます。また、高松型学校運営協議会を活用して、学校と家庭、地域が教育目標を共有し「スマイルあいさつ運動」や「マイ・ランチの日」、掃除教育「ぴかぴかデー」を推進することで、子どもと家族や地域との絆を深めていきます。
- オ 教員研修会において、道徳性や社会性の育成、児童生徒理解の深化等に関わる取組について、事例研究や情報交換を進めます。